令和８年１０月９日　東京地方裁判所刑事第１１部宣告

令和７年合(わ)第１１９号　殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

主　　文

被告人を懲役９年に処する。

未決勾留日数中３５０日をその刑に算入する。

東京地方検察庁で保管中のなた１本（令和７年東地領第１６９８号符号１）を没収する。

理　　由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第１　令和７年３月１４日午後５時９分頃、東京都千代田区ａｂ丁目ｃ番ｄ号先歩道上において、Ａ（当時５７歳）に対し、殺意をもって、その頭部付近に持っていたなた（刃体の長さ約１５．８ｃｍ。令和７年東地領第１６９８号符号１）を振り下ろして切りつけるなどしたが、居合わせた者に取り押さえられるなどしたため、前記Ａに全治まで約３週間を要する左側頭割切創、左耳介割切創、左頸部切創の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げず、

第２　業務その他正当な理由による場合でないのに、前記日時場所において、前記なた１本を携帯した。

（量刑の理由）

関係証拠によれば、本件については弁護人の主張する量刑グラフ(「殺人未遂」、「単独犯」、「凶器等あり（刃物類)」、「処断罪と同一又は同種の罪の件数１件」、「示談又は宥恕すべてなし」、「前科なし」、「殺意：計画的」を条件としたもの。)に「１か月以内の傷害」を条件として加えた量刑グラフ（以下「本件量刑グラフ」という。）を参照するのが相当であり、以下、これをもとに本件の位置づけを検討する。

被告人は、握手を求める支援者を装って被害者に近付くや否や、フラッシュバンを転がして被害者の注意を足元に向けさせた上、突如として、相応に重量があり殺傷能

力の高いなたを、被害者の頭部や頸部目掛けて躊躇なく振り下ろし、さらに後退して逃げようとする被害者に対し、勢いよく詰め寄って再び大きく振り下ろしている。このような一連の犯行は、人を死亡させる危険性が高く、被害者が負った傷害が後述する程度にとどまったことは幸運であったというほかなく、犯行態様は極めて悪質である。

また、被告人は、兵庫県議会議員の自殺は被害者の言動が原因であるなどと短絡的に思い込み、被害者の殺害を決意し、確実に実行するため、凶器としてなたを選択した上、事前になたを振り下ろす練習をするなどしているほか、二度の襲撃失敗の際など、被害者の殺害を思いとどまる機会があったにもかかわらず、あえて本件犯行に及んでいるどころか、一度目の襲撃失敗を踏まえてフラッシュライトからより強力なフラッシュバンの使用に切り替えるなど計画をより洗練させている。これらの事情からすれば、計画内容にやや稚拙な面はあるものの、被告人の犯行実現の意思、殺意は強固であると認められ、被告人のこのような意思決定は厳しく非難されるべきである。

なお、被害者は全治まで約３週間を要する怪我を負っており、被害当時に被害者が抱いた恐怖心は大きいものであったと認められるものの、本件量刑グラフにおいてこの結果は特に重篤なものとはいえず、この点は本件量刑グラフにおける位置づけを大きく左右する事情とは認められない。

以上の犯情に照らせば、本件犯行は本件量刑グラフの中で重い部類に位置づけられる。

弁護人は、被告人には生来性のＡＳＤ特性があること、被告人が上京してから本件犯行に至るまでの６年間孤立した生活を送っていたことなど、本件犯行に至った経緯には、被告人のみには帰責することができない事情がある旨主張する。確かに、被告人は、特殊な生育歴を経て構築された孤立した生活状況に、その特性が相まって、日常的に自分の考えを適切に検証できなかったことがうかがわれ、このことは、兵庫県議会議員の自殺は被害者の言動が原因であるという理解が固定化されていた点や被害者の殺害計画を進めていく過程においてやや過剰なこだわりが垣間見える点に影

響していた側面はある。しかしながら、人を殺してはいけないということは根本的かつ基本的な高い規範であり、被告人自身そのことを十分に理解した上で、あえてこの規範を乗り越えて、被害者を殺害する道を選択したのであって、被告人のこの意思決定自体に、被告人の生活状況や特性等が影響をしていたとは認められない。したがって、前記弁護人の主張は、本件量刑グラフにおける本件犯行の位置づけを左右しない。

一般情状についてみると、被告人のために、更生支援計画が作成され、出所後の支援体制が構築されていること、被告人自身もこれらを前向きに受け止めていること等、出所後の更生に向けた環境が整っているという事実自体は評価できるものの、被告人の本件犯行に対する振り返りは十分であるとは言い難く、被告人が本件犯行に及んだ原因や理由にきちんと向き合い、出所後に被告人が上記支援体制の下で更生の道を歩んでいけるか否かは、刑事施設における被告人の更生状況に左右される面があることを踏まえると、以上の事情は被告人の刑を量定するに当たって考慮するにしても限界がある。

したがって、被告人を主文のとおりの刑に処するのが相当であると判断した。

（求刑：懲役１２年及び主文同旨の没収、弁護人の意見：懲役５年）

令和８年１０月１４日

東京地方裁判所刑事第１１部

裁判長裁判官　　江　口　和　伸

裁判官　　小　暮　純　一

裁判官　　末　　永　　紘　　平